

議案第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年1月21日提出

日野町長 景山 享弘

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙の日野町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を専決処分する。

平成27年12月28日

日野町長 景 山 享 弘

日野町税条例の一部を改正する条例の一部改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

平成27年12月18日付総務省通知により、一部の手続における個人番号の利用の取扱いを見直す方針が示されたことに伴い、日野町税条例の一部改正を行うもの。

2 改正内容

平成27年3月31日条例第22号の日野町税条例の一部改正及び平成27年12月18日条例第32号の日野町税条例の一部改正について、一部改正を行うもの。

- (1) 町民税の減免及び特別土地保有税の減免の申請について、個人番号及び法人番号を記載することとしていたが、国が手続における個人番号の利用の見直しを行ったことに伴い、法人番号だけの記載に変更するもの。

3 附則規定

この条例は平成28年1月1日から施行する。

日野町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(日野町税条例の一部改正条例の一部改正)

第1条 日野町税条例の一部を改正する条例(平成27年日野町条例第22号)の一部を次のように改正する。

第1条の改正規定の一部を次のように改める。

改正後	改正前
<p>(町民税の減免)</p> <p>第51条 略</p> <p>2 前項の規定によって町民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の氏名及び住所又は居所(法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号)</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(町民税の減免)</p> <p>第51条 略</p> <p>2 前項の規定によって町民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所又は事業所の所在地及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)</u>又は法人番号</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>3 略</p>

(日野町税条例の一部改正条例の一部改正)

第2条 日野町税条例の一部を改正する条例(平成27年日野町条例第32号)の一部を次のように改正する。

第1条の改正規定の一部を次のように改める。

改正後	改正前

<p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第139条の3 略</p> <p>2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第139条の3 略</p> <p>2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)(又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。))(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>3 略</p>
--	--

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。